

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月23日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

### 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

### 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：北米・中南米地域 担当：農村開発部  
案件名：カリブ地域水産関連機材整備計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年12月下旬～2014年6月下旬

2 参加要件

- ・日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ・海外における水産無償に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

- ・商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月6日から2013年11月8日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月6日から2013年11月11日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月22日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：12月上旬
- (5) 契約交渉：12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

カリブ地域の南部に位置するセントビンセント、セントルシア、グレナダの3ヶ国は、各国人口10万から18万人を擁し、国民一人当たりの国民総所得（GNI）は、6千から7千米ドル程度となっている。多少国ごとに違いはあるものの、これら3ヶ国は概ね農業と観光業に大きく依存している。農業では、主にバナナなど伝統的農産物を生産しているが、自然環境や国際市場での価格変動など外部要因に大きく影響を受けるため生産量は落ち込んでいる。

一方、主に欧米からの観光客が多く訪れるこれら3ヶ国の観光業は、外貨獲得の重要な産業の一つであり、各種サービス業との繋がりを保ちながらその重要性を増している。フィッシュ・フライデーのような屋台での魚介料理の提供が観光イベントとなるなど、水産業は観光業を支える柱の一つとなっているとともに、伝統的主要産業の一つとして、各国国民に重要なタンパク源を提供している。

こうした水産業の重要性を反映して、我が国では、1980年代終わり頃からこれら3ヶ国に対し、水産施設・設備等のインフラ開発や水産アドバイザーの派遣など無償資金協力や技術協力を行ってきた。我が国の無償資金協力及び技術協力は同地域の水産業の発展に寄与してきたが、近年の気候変動の影響と思われる海象の変化による漁場の移動、度重なるハリケーンなどの自然災害による水産施設への被害や老朽化などにより、我が国の協力で整備した施設や機材の中には本来の機能を十分に果たさなくなったものも見られるようになった。

こうした事態に、各国政府も独自で種々対策を講じてきているものの、経済規模が小さく国家予算も少ないことから十分な対応ができないのが実情であり、我が国に対するさらなる協力ニーズが存在する可能性が高い。さらに、これら3ヶ国は、我が国政策上、重要な国々であり、引き続き水産無償をはじめとした支援を行っていく必要がある。

本調査は、グレナダ、セントビンセント、セントルシアの3ヶ国において、我が国無償資金協力としての必要性及び妥当性のある事業を抽出し、最適な協力内容の絞り込み、概略設計、概略事業費の積算を実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

対象3ヶ国の無償資金協力事業（水産無償）実施サイト及び実施中の技術協力プロジェクト「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理」のサイト

(2) 業務の内容

- ア 事前準備作業
- イ インセプション・レポートの作成
- ウ インセプション・レポートの説明・協議
- エ 基礎情報の収集・確認
- オ 実施済み無償資金協力（水産無償）により導入された大型水産関連機材及びそれに附帯する設備に係る調査
- カ 実施中技プロの成果発現に資する機材の検討
- キ 協力事業内容の精査・絞り込み
- ク 調達事業調査
- ケ 施工・据付に係る調査
- コ ソフトコンポーネントの必要性・可能性の検討

- サ 環境社会配慮
- シ プロジェクトの実施体制の確認
- ス 相手国側負担事業の概要
- セ プロジェクトの維持管理計画
- ソ プロジェクトの評価
- タ プロジェクト内容の計画策定、概略設計、概略事業費積算、協力対象事業実施にあたっての留意事項
- チ 準備調査報告書（案）の作成
- ツ 準備調査報告書（案）の説明・協議
- テ 準備調査報告書等の作成

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書
- (2) インセプション・レポート (2014年1月上旬)
- (3) 現地調査結果概要 (2014年2月下旬)
- (4) 準備調査報告書（案） (2014年4月下旬)
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 (2014年6月上旬)
- (6) 機材仕様書 (2014年6月上旬)
- (7) 概要資料 (2014年6月上旬)
- (8) 準備調査報告書 (2014年6月下旬)
- (9) デジタル画像集 : C D - R 2 枚（デジタル画像 4 0 枚程度）(2014年6月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 運営・維持管理計画 1（評価対象予定者）
- (2) 運営・維持管理計画 2（評価対象予定者）
- (3) 機材計画 1（評価対象予定者）
- (4) 機材計画 2
- (5) 建築・設備設計計画 / 環境社会配慮 1
- (6) 建築・設備設計計画 / 環境社会配慮 2
- (7) 機材調達計画 / 積算 1
- (8) 設備施工計画 / 積算 2

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。